

議案第 36 号

松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表傷病補償年金の項及び第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。